

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場 一般廃棄物収集運搬業務 仕様書**1 委託業務概要**

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場の一時保管場所に排出される一般廃棄物及び資源物を、分別区分ごとに定められた曜日に収集し、指定する施設に運搬する業務、及びこれに付随する一切の業務

2 履行場所

- ・(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場 (宇都宮市上田原町 1 番地)

3 委託期間

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

4 業務内容**(1) 収集するごみ**

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場から排出される一般廃棄物とする。分別区分は、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源物（新聞、ダンボール、雑誌・その他紙、紙パック、布類、びん缶類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装）とする。

(2) 収集回数及び曜日等

ア 「焼却ごみ」は週 1 回、火曜日から金曜日の間での収集とする。

イ 「不燃ごみ」は月 1 回、火曜日から金曜日の間での収集とする。

ウ 「危険ごみ」と「資源物」は月 2 回、第 1 週及び第 3 週の火曜日から金曜日の間で各週 1 回ずつの収集とする。

なお、「危険ごみ」と「資源物」は、同一車両にて同時に収集できるものとするが、その場合は、必ず専用の容器等に種類ごとに分けて収納し、運搬すること。

(3) 収集時間

ア 午前 9 時 30 分以降に収集するものとする。

イ 運搬先への搬入時間は、施設の指定時間内とする。

(4) 運搬量

ア 「焼却ごみ」は年間 0.3 トン程度（ただし、これは確定量ではない）。

イ 「危険ごみ」と「資源物（びん・缶）」を合わせて年間 0.1 トン程度（ただし、これは確定量ではない）。

ウ 「不燃ごみ」は年間 0.1 トン程度（ただし、これは確定量ではない）。

エ 「資源物」は年間 0.5 トン程度（ただし、これは確定量ではない）。

(5) 運搬先

ア 市が指定する施設

イ 施設の処理状況等に応じて、運搬先及び搬入量の調整が必要な際には、市の指示に必ず従うこと。

(6) 従事人員

- ア 正社員とする。
- イ 運転手等の氏名について、業務実施計画書を提出すること。
- ウ やむを得ない事情があるときは、あらかじめ市の許可を得て、代理の者に従事させることができる。

(7) 施設

- ア 原則として市内に1か所以上、環境衛生上支障のない場所に車庫を設けること。
- イ 車庫には、周囲に迷惑を及ぼさない個所に、洗車及び汚水の処理が可能な洗車設備を設けること。

(8) 車両

- ア 「焼却ごみ」「不燃ごみ」「資源物（びん缶類、ペットボトル）」の収集には、中型以上の機械車（パッカー車）を使用すること。「資源物（新聞、雑誌・その他の紙、布類）」には平ボディ車を使用すること。「資源物（段ボール）」には中型の機械車又は平ボディ車を使用すること。

なお、「資源物（びん缶類）」の車両については、中間処理（選別）工程に支障がないよう、極力、プレス積込式を避け、回転板積込式とすること。

- イ 業務内容等からより適当な車両がある場合は、市の許可を得て使用することができる。
- ウ 収集に使用する車両について、業務実施計画書を提出すること。
- エ 車検や修理等、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ市の許可を得て、予備の車両を使用できる。また、ごみ量や交通事情により業務が著しく遅延するおそれがある場合も同様とする。
- オ 車両については、日頃から清潔を保持し、市民に不快な念を抱かせないように努めること。

(9) 留意事項

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとする関係法令等を遵守すること。
- イ 清掃工場等へ搬入する際の処理手数料は受託者の負担とする。
- ウ 道路交通法及び交通関係法令を遵守し、交通安全に努めること。
- エ 標準的な収集経路について、業務実施計画書を提出すること。
- オ 収集作業中は、他の交通の妨げにならないように十分注意すること。
- カ 収集作業中は、言語及び態度に十分留意をし、市民に不快の念を与えないようにすること。
- キ 収集後は、一時保管場所の清潔に努めること。
- ク 収集運搬にあたっては、収集したごみ等の飛散、収集車両からの汚水漏れ等がないようにすること。
- ケ 本業務に関連して事故等を起こした場合は、速やかに市に報告すること。

5 委託料の支払い

委託料の支払いは月払いとし、当月分を翌月以降受託者の請求に基づき支払うものとする。